

社会福祉法人八千代美香会

役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人八千代美香会定款第9条及び第23条の規定に基づき、役員及び評議員等の報酬等について定めるものとする。

(定義)

第2条 本規程でいう役員とは、理事及び監事をいい、評議員と併せて役員等という。

2 報酬は、法人と委任関係にある役員等の職務執行の対価として支払われるものとする。

(理事会及び評議員会の出席報酬等)

第3条 理事長及び理事が理事会に出席したときは、別表1により1日分の報酬(実費弁償費を含む)を支払うことができる。なお、同日にあわせて法人の業務を行った場合であっても、第4条の報酬はこれを支払わないものとする。

2 役員等が評議員会に出席したときは、別表1により1日分の報酬(実費弁償費を含む)を支払うことができる。なお、理事長及び理事が理事会に出席し、かつ同一日に開催された評議員会に出席したときは、評議員会出席に係る報酬を支払わないものとする。また、同日にあわせて法人の業務を行った場合であっても、第4条の報酬はこれを支払わないものとする。

3 交通費の実費が、報酬の額を超える場合には、その実費とする。

(役員等の勤務報酬等)

第4条 理事が理事会(出席)以外の日において、理事長の命を受けて法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表2により報酬(実費弁償費を含む)を支払うことができる。

2 評議員が評議員会(出席)以外の日において、理事長の命を受けて法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表2により報酬(実費弁償費を含む)を支払うことができる。

3 交通費の実費が、報酬の額を超える場合には、その実費とする。

(業務執行理事の勤務報酬)

第5条 前々条及び前条にかかわらず、週平均2日以上業務にあたる役員に対しては、別表4により、月額報酬を支払うことができる。

2 当該報酬以外に、前々条及び前条に係る支出及び出張に係る報酬の支出は、これを行わないものとする。

(監事の報酬等)

第6条 監事が理事会及び評議員会に出席したときは、別表1により1日分の報酬(実費弁償費を含む)を支払うことができる。なお、理事会に出席し、かつ同一日に開催された評議員会に出席したときは、評議員会出席に係る報酬を支払わないものとする。また、

同日にあわせて監事業務を行った場合であっても、本条次項の報酬はこれを支払わないものとする。

- 2 監事が理事会及び評議員会（出席）以外の日において、法人及び施設の指導検査への立会及び運営状況の指導または監査の業務にあたった場合は、別表2により報酬（実費弁償費を含む）を支払うことができる。
- 3 交通費の実費が、報酬の額を超える場合には、その実費とする。

（苦情対応第三者委員の勤務報酬等）

第7条 苦情対応第三者委員が理事会及び評議員会に出席したときは、別表1により1日分の報酬（実費弁償費を含む）を支払うことができる。なお、理事会に出席し、かつ同一日に開催された評議員会に出席したときは、評議員会出席に係る報酬を支払わないものとする。また、同日にあわせて苦情対応第三者委員に係る業務を行った場合であっても、本条次項の報酬はこれを支払わないものとする。

- 2 苦情対応第三者委員が理事会及び評議員会（出席）以外の日において、法人及び施設に係る苦情対応の業務にあたった場合は、別表2により報酬（実費弁償費を含む）を支払うことができる。
- 3 交通費の実費が、報酬の額を超える場合には、その実費とする。

（出張旅費）

第8条 役員等が、法人業務のため出張する場合は、別表3により報酬及び旅費等を支給することができる。

- 2 旅費は、実費を支給する。
- 3 業務遂行に必要な経費を、実費を原則として支給できる。
- 4 旅費は実情を考慮し、増額することができる。
- 5 旅費等は原則として、出張終了後支払うこととするが、必要により事前に概算額を支払い、出張終了後精算することができる。

（改正）

第9条 本規程の改正は、評議員会の議決を経なければならない。

付 則

この規程は、平成21年12月 5日より施行する。

この規程は、平成22年 3月27日より施行する。

この規程は、平成28年 1月 1日より施行する。

この規程は、平成29年 7月 1日より施行する。

別表1 (日額)

名 称	報 酬
理事会出席報酬等	7,000円
評議員会出席報酬等	7,000円
苦情対応第三者委員	7,000円

別表2 (日額)

名 称	報 酬
理事及び評議員業務報酬等	10,000円
監事監査指導報酬等	10,000円
苦情対応第三者委員	10,000円

別表3 (日額)

旅 費	宿泊費	報 酬	その他
実 費	13,000円	10,000円	実 費

別表4 (月額)

名 称	報 酬
理事長業務報酬等	300,000円
業務執行理事業務報酬等	200,000円
監事監査指導報酬等	100,000円